

目次

1 事業開始の背景・目的・・・P2

- 問 1 本事業を開始した理由は何ですか。
- 問 2 「ワーク・エンゲージメント」とは何ですか。

2 補助対象者・対象業種・・・P2

- 問 3 補助対象となるのはどのような事業者ですか。
- 問 4 業種による制限はありますか。

3 補助対象事業・対象経費・・・P3

- 問 5 どのような取組が補助対象となりますか。
- 問 6 就業規則の整備を依頼する「専門家」は社会保険労務士に限られますか。
- 問 7 リスキリング支援において想定している具体的な対象内容は何ですか。
- 問 8 ハード面の整備は、ソフト面の取組との関連性が必要ですか。
- 問 9 店舗改装は対象となりますか。
- 問 10 ソフトウェア購入費は対象となりますか。
- 問 11 リース資産は対象となりますか。
- 問 12 既に働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業は不利になりませんか。
- 問 13 組織理念（パーパス）の策定は、単なるスローガン作成でも対象となりますか。

4 補助対象時期・事前着手・・・P4

- 問 14 補助対象となる事業の開始時期はいつからですか。
- 問 15 交付決定前に契約・発注した取組は対象となりますか。
- 問 16 申請時点ですでにソフト面の取組を実施している場合、ハード面のみ申請できますか。

5 補助金額・審査・・・P5

- 問 17 採択基準はどのようなものですか。
- 問 18 審査会には従業員や支援者も参加できますか。
- 問 19 プレゼン審査前に追加の資料を提出できますか。

6 その他・・・P6

- 問 20 他の補助金との併用は可能ですか。
- 問 21 補助金の効果検証はどのように行いますか。
- 問 22 事業実施後のアンケート調査とはどのようなものですか。
- 問 23 申請窓口および募集時期はいつですか。

1 事業開始の背景・目的

問1 本事業を開始する理由は何ですか。

本県では人口減少が進む中、特に若年層や女性・子育て世代の離職防止、人材定着が大きな課題となっています。

令和7年度「オフィス改革推進支援事業」の分析により、テレワーク導入等のソフト面の取組が従業員満足度向上に寄与したことが確認されたため、令和8年度はこれらを必須化した制度へ見直しを行い、本事業を開始することにしました。

問2 「ワーク・エンゲージメント」とは何ですか。

従業員が仕事に誇りややりがいを感じ、主体的に業務に取り組んでいる状態を指します。

本事業では、「働きたいと思える職場づくり」を重要な指標として位置付けています。

2 補助対象者・対象業種

問3 補助対象となるのはどのような事業者ですか。

宮城県内に本店また支店を有する中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者が対象です。

主な対象例は以下のとおりです。

- 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、個人事業主、中小企業団体（組合等） 士業法人（弁護士法人、税理士法人等）

なお、以下は対象外です。

- 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・公益社団法人 一般財団法人・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、農事組合法人、創業予定者、任意団体 等

問4 業種による制限はありますか。

原則として業種による制限はありません。

ただし、風俗営業等の一部業種は対象外です。

3 補助対象事業・対象経費

問5 どのような取組が補助対象となりますか。

多様な人材確保や多様な働き方を推進するための「ソフト面の取組」を必須とし、任意で「ハード面の取組」も対象とします。

【必須】ソフト面の取組（1つ以上選択）

- 就業規則等の整備
 - テレワーク、時短勤務、休暇制度導入に伴う規則改正
 - ハラスメント規定（カスタマーハラスメント対策等）の整備等
- リスキリング支援
 - 資格取得
 - 外部研修受講 等
- 組織理念（パーパス）の策定・浸透
 - 行動指針の策定
 - 社内ワークショップ
 - 従業員向け研修 等

【任意】ハード面の取組

- 休憩室、更衣室の整備
- フリーアドレス導入
- 働きやすい職場環境整備 等

問6 就業規則の整備を依頼する「専門家」は社会保険労務士に限られますか。

特定の資格に限定していません。

弁護士、中小企業診断士、経営コンサルタント等への謝金も対象となります。ただし、社会保険労務士法に基づき、報酬を得て就業規則の作成・変更届出の代理業務を行えるのは社会保険労務士に限られますので、法令を遵守してください。

問7 リスキリング支援において想定している具体的な対象内容は何ですか。

従業員のワークエンゲージメント向上に資する取組を対象としています。

具体的には、資格取得時に一時的に支給する「合格祝金」や「受験費用」のほか、外部研修に係る受講料、内部研修を実施する際の外部講師への謝金等が対象となります。

なお、内部研修について、外部講師への謝金等の経費が発生しない場合は、ソフ

ト面の取組としては対象外となります。

問 8 ハード面の取組は、ソフト面の取組との関連性が必要ですか。

関連性がなくても対象となります。

ただし、ソフト面と関連したハード面の取組は評価対象となります。

問 9 店舗改装は対象となりますか。

対象となる場合があります。

ただし、本事業は従業員の働きやすい職場環境整備を目的としているため、対象は事務所スペースや従業員が使用する設備改修等に限られます。

問 10 ソフトウェア購入費は対象となりますか。

対象となります。

ただし、従業員の定着や満足度向上に資するものであり、ソフト面の取組や設備導入と一体的な導入であることが望ましいです。

問 11 リース資産は対象となりますか。

対象外です。

本事業では、設備等を一括購入し、所有権を取得することを前提としています。

問 12 既に働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業は不利になりませんか。

既に先進的な取組を実施している企業であっても、新たな制度導入や運用改善、従業員満足度向上につながる追加的な取組であれば対象となる可能性があります。

また、既存の取組をさらに発展させる内容や、他企業のモデルとなるような先進性のある取組は、審査において評価対象となります。

問 13 組織理念（パーパス）の策定は、単なるスローガン作成でも対象となりますか。

単なるキャッチコピーやスローガン作成のみの取組は想定していません。

従業員との共有や浸透、行動指針・職場環境改善への反映など、実際の組織運営やワーク・エンゲージメント向上につながる取組を対象としています。

4 補助対象時期・事前着手

問 14 補助対象となる事業の開始時期はいつからですか。

原則として、交付決定後に着手した事業が対象となります。

ただし、大規模改修等で事前着手が必要な場合は、県が事業計画書を受理した後に「補助金交付決定前着手届」を提出することで、事前着手が可能です。
なお、事前着手届の提出により、補助金交付決定が保証されるものではありません。

問 15 交付決定前に契約・発注した取組は対象となりますか。

対象外です。

補助対象となる着手時期は「契約日」または「発注日」で判断します。

そのため、交付決定日以降（事前着手届提出者は県受理日以降）に契約・発注したものが対象となります。

問 16 申請時点で既にソフト面の取組を実施している場合、ハード面の取組のみで申請はできますか。

できません。

交付決定日以降（事前着手届提出者は県受理日以降）に実施する取組を補助対象とします。

5 **補助金額・審査**

問 17 採択基準はどのようなものですか。

以下の観点重視して審査します。

- ワーク・エンゲージメント向上への効果
- 人材定着への実効性
- 地域内でのモデル性

また、ソフト面を複数実施する場合や、ソフト面の取組とハード面の取組の連動性が高い場合は評価対象となります。

問 18 プレゼン審査には従業員や支援者も参加できますか。

従業員の参加は可能です。人数は3名程度を想定しています。

問 19 プレゼン審査前に追加の資料を提出できますか。

できません。

原則、申請時にご提出いただいた資料でプレゼンテーションを行っていただきます。

6 その他

問 20 他の補助金との併用は可能ですか。

国や地方公共団体等の他の補助金の対象となっている事業は、本補助金の対象外です。

問 21 補助金の効果検証はどのように行いますか。

事業実施後にアンケート調査を行い、従業員満足度やワーク・エンゲージメントの向上状況を把握します。

問 22 事業実施後のアンケート調査とはどのようなものですか。

従業員の雇用状況や満足度等に関する調査を予定しています。

詳細は、交付決定事業者に別途周知します。

【問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班

電話：022-211-2745